

岡垣町地下水の保全に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岡垣町地下水の保全に関する条例（令和5年岡垣町条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(地下水採取の許可の申請)

第2条 条例第5条第1項の規定による申請は、岡垣町井戸設置許可申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 前項の申請書に添付する「揚水試験による地下水の水位の変化等の試験結果報告書」は、町長が別に定める揚水試験結果の記載方法及び揚水試験の方法によるものとする。

(事前協議)

第3条 条例第6条の規定による事前協議は、岡垣町井戸設置事前協議書（様式第2号）により行うものとする。

(周辺関係者への周知)

第4条 条例第7条第3項の規定による報告は、岡垣町地下水採取説明会等結果報告書（様式第3号）により行うものとする。

(許可の決定)

第5条 条例第8条第1項又は条例第14条第1項の規定による決定は、岡垣町井戸設置許可（不許可）決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

(設置の届出)

第6条 条例第9条第1項の規定による届出は、岡垣町井戸設置届出書（様式第5号）により行うものとする。

(設置工事完了の届出)

第7条 条例第10条の規定による届出は、岡垣町井戸設置工事完了（中止）届出書（様式第6号）により行うものとする。

(廃止の届出)

第8条 条例第11条の規定による届出は、岡垣町井戸廃止届出書（様式第7号）により行うものとする。

(採取量及び水位の記録等)

第9条 条例第13条第2項の規定による報告は、岡垣町地下水採取量等報告書（様式第8号）により行うものとする。

(許可等の変更)

第10条 条例第14条第2項の規定による届出は、岡垣町井戸設置変更届出書（様式第9号）により行うものとする。

（承継の届出）

第11条 条例第15条第3項の規定による届出は、岡垣町井戸設置承継届出書（様式第10号）により行うものとする。

（助言、指導又は勧告）

第12条 条例第18条第1項の規定による助言若しくは指導又は同条第2項による勧告は、岡垣町地下水保全に関する助言・指導・勧告書（様式第11号）により行うものとする。

（命令）

第13条 条例第20条第1項の規定による命令は、岡垣町地下水保全に関する命令書（様式第12号）により行うものとする。

（補則）

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

この規則は、令和7年10月1日から施行する。